

第2部 第4次箕面市障害者市民の 長期計画(みのお‘N’プラン)

第1章 これまでのふりかえり

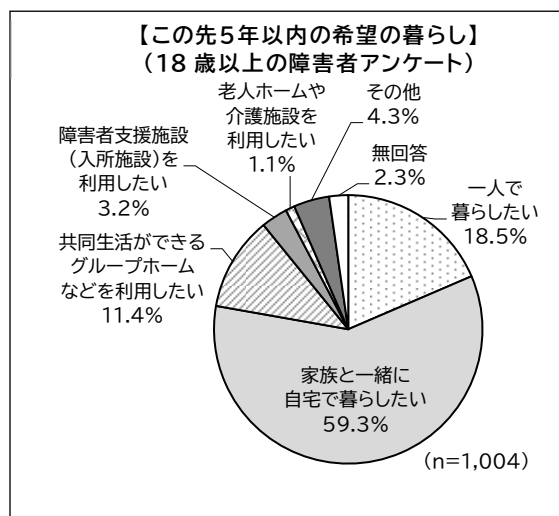
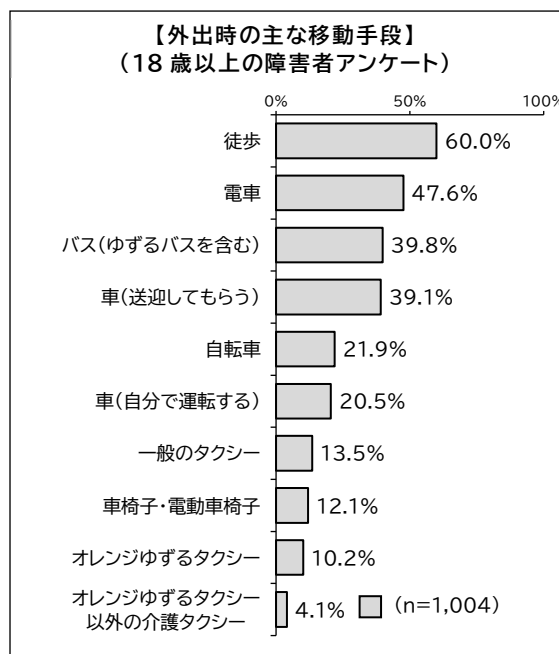
(※各アンケート調査結果は、「箕面市障害福祉に関するアンケート調査」(令和5年(2023年)2月実施)による)

1 生活環境の整備

○ 市施設の整備では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、市有建築物・公園等について、障害当事者の意見を聞きながら、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン^(注5)化を進めてきました。一方で対応できなかった改善要望もあったため、引き続き要望内容を共有し、計画的に対応していく必要があります。

○ 移動・外出支援では、オレンジゆずるバスや福祉有償運送であるオレンジゆずるタクシーの運行により、移動困難者への支援を進めました。

アンケート調査によると、障害者の外出時の移動手段では公共交通機関の利用が多くなっています。引き続き北大阪急行線延伸に伴う公共交通ネットワークの再構築に合わせた市内移動の充実や、移動困難者の支援の在り



注5 障害者や高齢者等を取り巻く、様々な障壁をなくしていくというバリアフリーの考え方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様を、あらかじめ取り入れておこうとする考え方。

方について検討が必要です。

- 住宅施策では、市営住宅においては、入居申込における倍率優遇やバリアフリー改修を実施し、民間住宅においては、不動産事業者への入居支援施策やバリアフリー化支援策の周知を進め、公的・民間住宅の活用の推進を図りました。

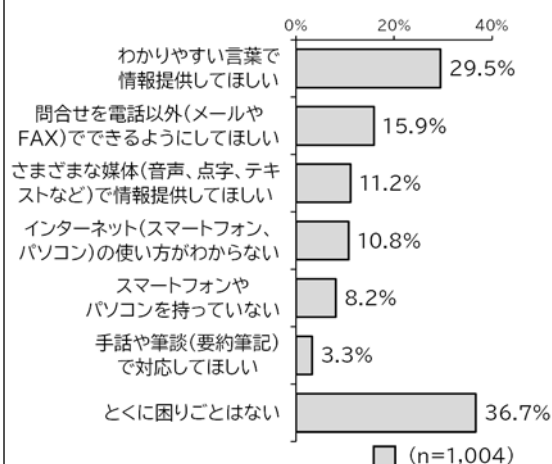
アンケート調査によると、希望する暮らし方として、家族と共に自宅で暮らしたい人、グループホーム等で暮らしたい人、一人暮らしをしたい人など様々な希望があります。今後も、地域で希望する暮らしを続けられるよう、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりと、継続的な相談支援体制づくりが必要です。

- 情報バリアフリーの取組では、行政情報の点字化や音声版の発行、行事における手話通訳者や要約筆記者（以下「手話通訳者等」）の配置、図書館における電子書籍やオーディオブック等の提供など、障害特性に応じた情報保障を進めました。また、コミュニケーション支援事業による手話通訳者等の派遣については、平成27年度（2015年度）において計100件だったところ、令和4年度（2022年度）においては計201件と増加しており、引き続き意思疎通支援の充実を図る必要があります。

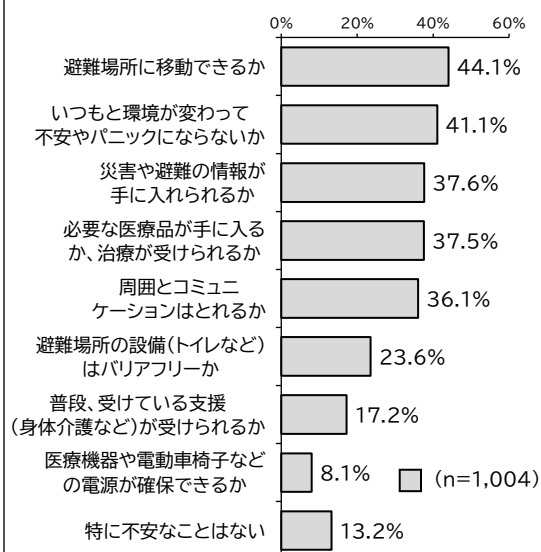
アンケート調査によると、情報収集をする際に求める対応として「わかりやすい言葉で情報提供してほしい」という回答が多くなっています。令和4年に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨をふまえ、障害特性に応じたわかりやすい形での情報提供、多様な意思疎通手段への理解促進の取組、意思疎通に係る支援策の充実の検討が必要です。

- 防災・緊急時支援として、「要安否確

【情報収集をする際に求める対応】
（18歳以上の障害者アンケート）



【災害時の避難で不安なこと】
（18歳以上の障害者アンケート）

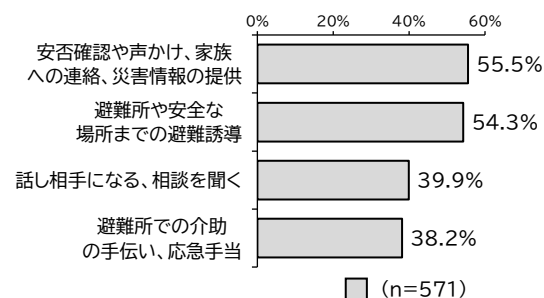


認者名簿^(注6)」「避難行動要支援者名簿^(注7)」「要継続支援者名簿^(注8)」の作成・更新、災害時要援護者を想定した防災訓練や避難所運営の検討などを実施しました。

アンケート調査によると、「災害時の避難で不安なこと」では、避難場所への移動と避難所生活に対する不安が挙げられ、今後も、災害時における障

害者の支援体制と福祉避難所の在り方の検討や、災害時情報の入手方法に関する周知が必要です。また、障害者でない市民に対するアンケート調査によると、災害時に障害のある人に対して何らかの支援ができると思う人が一定数いることから、地域コミュニティ等と連携した「個別避難計画」の作成や、障害当事者も参加した訓練の実施など、日頃からの地域コミュニティとの連携づくりが必要です。

【災害時に障害のある人に対してできると思う支援】
(障害者でない市民アンケート)



2 雇用・就労の充実

- (一財)箕面市障害者事業団が中心となって関係機関等との連携を図り、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援と、離職時の再就職に向けた取組を実施しました。

アンケート調査によると、継続して働くためには、職場で障害への理解や配慮が必要と考える人が多く、困ったときの相談先や通勤・通所の支援なども求められています。今後も、障害者雇用への理解促進及び支援の充実の促進が必要です。

- 市職員採用においては、令和3年度(2021年度)に障害者別枠採用における障害種別の要件を撤廃し、令和2年度(2020年度)からは障害者職業生

注6～8 それぞれ下記に該当するかたを対象とした名簿。(資料:箕面市地域防災計画)

要安否確認者

自力で避難できない状況になりやすい、またその可能性のある人 約14,000人

避難行動要支援者

要配慮者のうち、自力避難が困難で避難のために特に支援を要する人 約5,000人

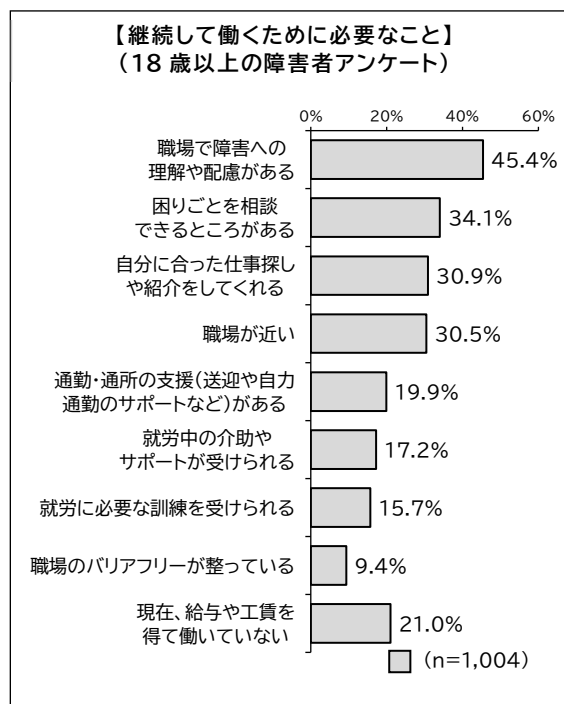
要継続支援者

継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたす人 約100人

活相談員による相談対応を行うなど、雇用促進や職場定着の支援を進めてきました。平成27年度（2015年度）以降、市における障害者雇用率は2.5%台から2.9%台で推移しており、今後も、障害特性に配慮した市職員の採用手法や業務の切り出し等の検討が必要です。

- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者事業所への発注を進めてきており、発注件数は、平成27年度（2015年度）の792件から令和4年度（2022年度）の969件へと増加しています。引き続き工賃向上に向けて、優先調達の拡大、ワークシェアなどの検討が必要です。

- 重度障害者の日中活動の場である生活介護の今後の整備必要数について平成29年（2017年）に「重度障害者のための生活介護事業所整備構想（たたき台）」を作成し、（仮称）箕面市立ワークセンター小野原（以下「（仮称）ワークセンター小野原」という。）の整備や、箕面市立あかつき園（以下「あかつき園」という。）の建て替えの着手をめざしましたが、未だ新施設の整備に至っていません。この間の状況を踏まえて、令和5年（2023年）に見直した「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計」に基づく早期整備が必要です。



3 保健・医療の充実

- 医療機関や相談支援事業所、保健所等の関係機関との連携により、健康管理において支援が必要なかたの相談・支援体制の充実を図りました。
- 市立病院では、急性期・回復期のリハビリテーション及び訪問リハビリテーションを実施し、退院時にはスムーズに在宅生活ができるように関係機関との調整を行いました。
- また、市立病院ホームページにおける地域医療機関のバリアフリー情報の掲載や、箕面市歯科医師会が運営する「在宅歯科ケアステーション」の周知を行い、医療の円滑な利用の支援を行いました。
- 医療的ケアに係るサービス提供が可能な事業所に対し、市内での事業実施

に向けた働きかけを行うとともに、市立障害者福祉センターささゆり園等において、医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場を確保してきました。引き続き、医療的ケアに関する支援基盤の充実促進を進める必要があります。

4 療育・教育の充実

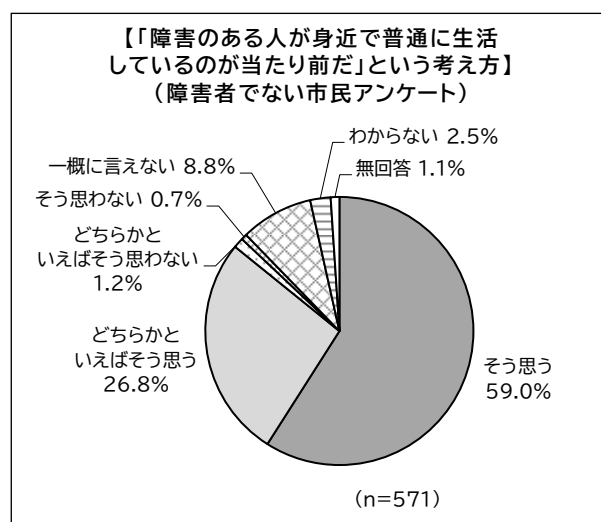
- 支援保育・教育については、公立の保育所・幼稚園に支援担当保育士や支援教育支援員、また必要に応じて看護師を配置し、支援の体制を整えました。民間の就学前施設においても、同様の支援加配により、支援保育・教育が進められています。また、子どもすこやか室総合保健福祉センター分室の心理士や療法士が、就学前施設を巡回し、個別や集団場面における支援指導を行いました。
- 市内就学前施設に対しては、支援保育・教育に関する研修会や研究会を実施しました。また、令和4年度(2022年度)に開設した「保育・幼児教育センター」において、様々な研修会・研究会の企画・実施や巡回訪問などの実施により、配慮を必要とする子どもへの支援の充実、小学校教育との円滑な接続などに取り組みました。引き続き、公立・民間や施設種別の垣根を越えて、支援保育・教育の質の向上に向けて取り組んでいく必要があります。
- 早期療育事業では、児童発達支援事業所あいあい園の運営を軸として、専門スタッフによる機能訓練・訓練相談・経過フォロー、巡回相談・訪問を実施しました。また、発達相談「ゆう」では、保護者への支援や、就学前施設を訪問し、適切な支援及び環境調整等を関係機関連携のもと行いました。平成27年度(2015年度)以降の児童発達支援事業所あいあい園の実利用人数は年間120人前後、発達相談「ゆう」の相談件数は年間2,200件前後と、発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者に対する支援のニーズは高く、引き続き相談・支援体制の充実を図ることが必要です。
- 医療的ケア児等については、令和元年度から早期療育事業推進会議、支援連携協議会、自立支援協議会を「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」としてそれぞれ位置づけ、関係機関との情報共有や連携体制づくりを進めています。
- 支援教育については、就学前施設から「支援が必要な子ども」の情報を共有し、市教育委員会が就学前施設を訪問するなど就学後の支援教育につないでいます。引き続き、関係機関との連携を促進し、就学前後における切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。
- 小中学校、一貫校には支援教育支援員の配置を進めており、平成26年度

（2014年度）には87人だったところ、令和4年度（2022年度）には、145人となっています（いずれも年度末時点の実人数）。その他、通級指導教室を令和5年度（2023年度）から全校設置するなど、支援が必要な子どもへの環境整備を進めてきました。

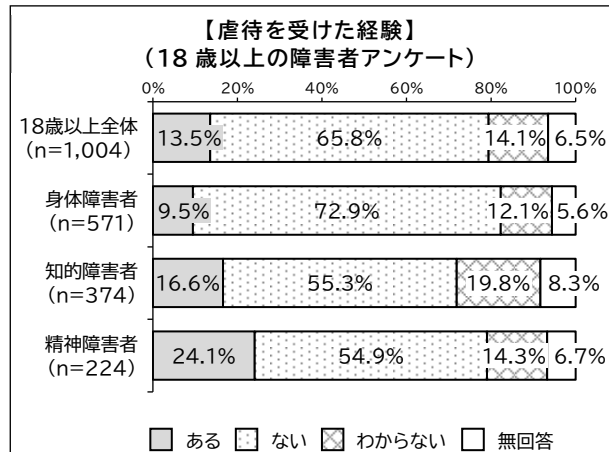
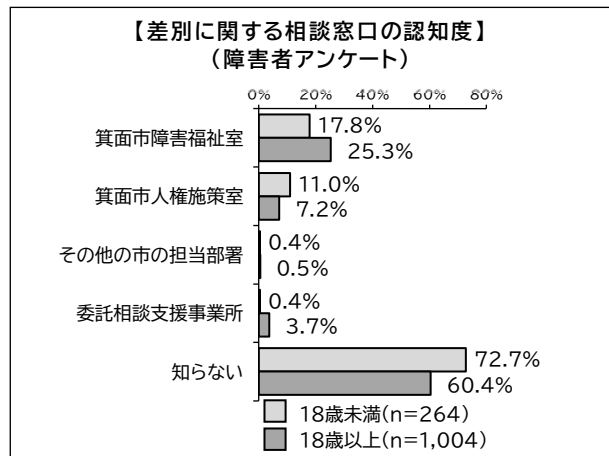
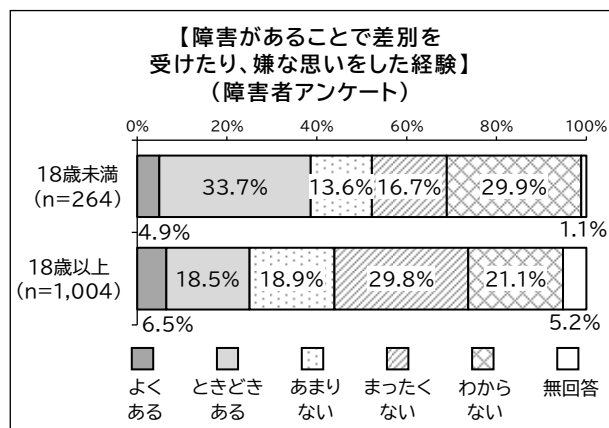
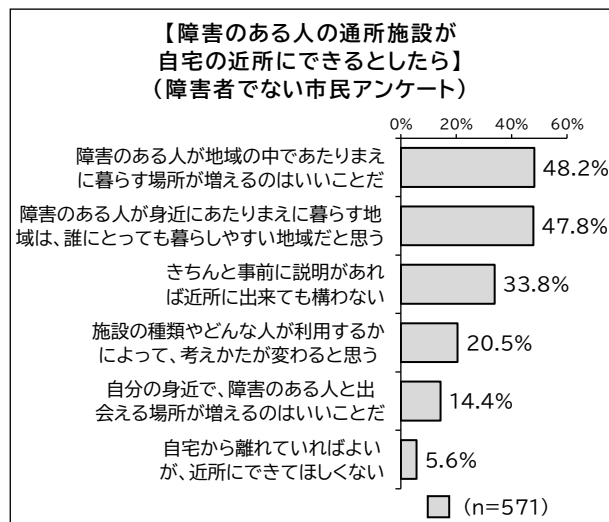
- 支援学級在籍児童生徒数については、平成26年度（2014年度）から令和4年度（2022年度）にかけて、小学校児童で2.4倍、中学校で2.8倍と増加しており、一人一人の教育的ニーズに的確に応え、個に応じた学びを保障することが難しくなっている状況があることから、令和3年度（2021年度）に「箕面市支援教育充実検討委員会ワーキンググループ」を、令和4年度（2022年度）に「箕面市支援教育充実検討委員会」を設置し、令和5年（2023年）2月に「箕面市支援教育方針」を策定しました。引き続き個別ニーズに応じた支援教育体制の整備・充実が必要です。
- 放課後等の児童の居場所については、障害児通所支援（放課後等デイサービス）の実施、学童保育事業や子どもたちの自由な遊び場開放事業における障害児の受け入れ体制づくりを進めました。引き続き、放課後等における活動の場の充実に努める必要があります。

5 権利擁護施策の推進

- 市広報紙における啓発記事の掲載、「みのお市民人権フォーラム」、障害者問題啓発講座等を通じて、障害者の人権啓発について、市民との協働による啓発の取組を進めてきました。一方で、令和元年度（2019年度）以降、民間の障害者グループホームなどの計画に対する不安の声や障害者への偏見と思われる声があがるなど、これまでの人権啓発の取組の成果はまだまだ十分ではありません。

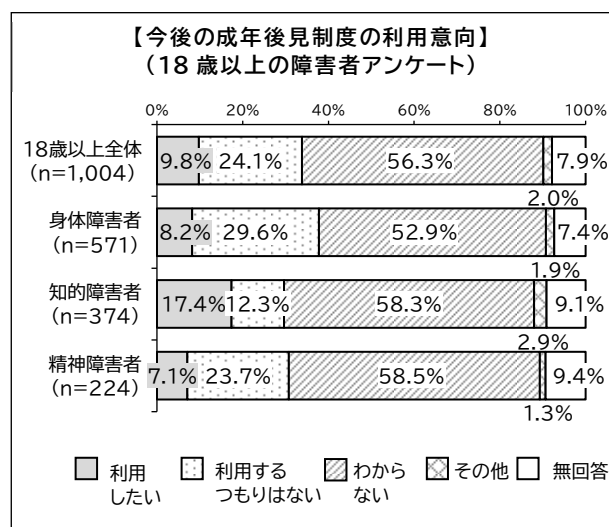
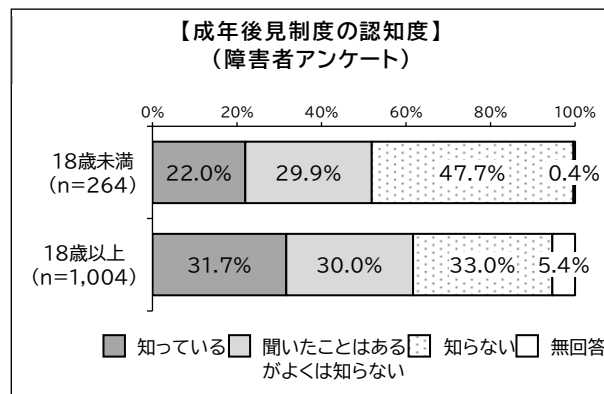


- 障害者でない市民に対するアンケート調査によると、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という共生社会の考え方を肯定する人は約9割いる一方、通所施設やグループホームが自宅の近所にできることを「いいことだ」「誰にとっても暮らしやすい地域だと思う」と肯定的に捉えている人は5割程度にとどまり、自分の身近なことと考えたときの共生社会に対する理解は十分とは言えず、より一層の人権啓発の推進、差別解消に向けた取組が必要です。
- 障害者差別解消法の施行をふまえ、平成28年度(2016年度)に相談窓口を設置しましたが、相談件数は毎年3件程度にとどまっています。アンケート調査によると、差別に関する相談窓口を知らない人は、18歳未満で7割以上、18歳以上でも約6割と高くなっており、相談窓口の周知が不足しています。
- 障害者虐待に関する通報・相談の受付、対応方針の検証、養護者等への助言等を行いました。年度により5～23件と差はありますが、平均すると毎年8件程度の通報・相談を受け付けています。今後も「箕面市障害者虐待対応フロー図」に基づき必要な対応を行うとともに、養護者による虐待については、障害者・養護者双方への支援を多職種によるチームアプローチにより行うことが必要です。



- 平成28年の成年後見制度利用促進法の施行をふまえ、研修会の開催や制度の周知などを進めました。生活保護受給者等を対象とした成年後見制度報酬等の助成件数は、平成26年度(2014年度)の1件から、令和4年度(2022年度)は14件に増加し、制度利用の支援に繋がっています。

アンケート調査によると、成年後見制度を知っている人は18歳未満で約2割、18歳以上でも約3割にとどまり、将来的な利用意向では、知的障害者の2割近くが利用したいと回答しています。今後、障害者の「親亡き後」を考え、成年後見を必要とする人が増えていくことが見込まれるため、引き続き制度の必要性・重要性の周知や、箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業(まかせてねッ)との連携が必要です。



6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

- 生涯学習センター、図書館、スポーツ施設等のバリアフリー化を順次行い、ハード面の環境整備を進めました。
- スポーツ活動では、バリアフリー子ども水泳教室、親子体操教室、親子ボッチャ教室などの実施により、障害者がスポーツに参加する機会の確保やバリアフリースポーツを推進しました。
- 文化活動では、市主催の行事等における手話通訳者・要約筆記者の配置や、市立障害者福祉センターささゆり園における障害者対象の茶道・華道教室の開催により、各種講座等への参加の機会の確保に努めました。
- 引き続き、施設バリアフリー化や各種教室等の実施により、社会参加の機会を充実させる必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国連総会で、平成18年(2006年)に採択された「障害者権利条約」は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現を目的としており、誰もが生まれながらに持つ固有の尊厳に焦点を当てる「障害の人権モデル」を基礎としています。その上で、障害とは、障害者と障害者を取り巻く社会環境の相互関係によりもたらされているという「障害の社会モデル」の考え方を示しています。

我が国が、「障害者権利条約」批准国として行った「政府報告」に対する国連障害者権利委員会からの「総括所見」では、障害者の権利の促進のための立法措置について一定の評価が得られたものの、幅広い分野にわたり、多くの懸念と勧告が示されています。なかでも障害者が自立した地域生活へ移行することと、インクルーシブ教育の実現に向けた取組について強く要請されています。

このことは、障害者政策を一層力強く展開していく必要性を示しています。

本計画で掲げる「ノーマライゼーション」とは、「すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、当たり前の社会である」という考え方です。

このことは、「障害者権利条約」の趣旨をふまえて改正された障害者基本法が目的とする、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会・インクルーシブ社会)の実現によって具体化されます。

本市においても、障害当事者が、市が進める諸施策に参加・参画するための機会の確保と、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画することへの支援を推進するとともに、「ノーマライゼーション」と「インクルージョン」の考え方を引き続き「第4次長期計画」の基本理念として、一層の取組の強化を図ります。

2 基本目標

(1) 誰もが個人としてその尊厳を尊重される共生社会の実現

障害者基本法において規定される、共生社会（インクルーシブ社会）とは、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としています。

そのためには、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を市民すべてが共有して、「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念も踏まえ、誰もが排除されず、相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会づくりに向けた機運の向上を目指します。

さらに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保や、どこで誰と生活するかについて選択できること、情報の取得利用や意思疎通の手段を選択できることなどの「合理的な配慮」が必要であることの理解を広げます。

(2) 自己決定の尊重と当事者本位の分野横断的な支援

障害者は、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体であり、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が政策決定過程に参画し、その意見を施策に反映することが求められています。

また、「障害」とは個人の問題ではなく、社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の状態があいまって作りだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であり、社会全体の問題として捉える「社会モデル」の考え方に立つ必要があります。

そのために、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談等による意思決定支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会を提供します。

また、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえつつ、障害者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。複数の分野にまたがる課題については、関係する機関、制度等における必要な連携により横断的に対応していきます。

3 第4次長期計画における重点取組

(1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

障害者の高齢化・重度化、親の高齢化や「親亡き後」に関する不安の声は切実な課題です。これからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、引き続き、基幹相談支援センターを核とした相談支援、地域生活支援拠点等の機能の充実、グループホーム等による居住の支援、サービスの担い手となる人材の確保、医療機関との連携など、子どもから大人までの切れ目ない支援を行うための環境整備を進めます。

「第2期箕面市地域福祉計画」では、地域における生活課題が多様化、複雑化する中での「支え合い活動の推進」や、福祉、介護、疾病、住まい、社会的孤立、経済的困窮など、「多様なニーズを受け止めて支援する相談機能の整備」を施策の一つにあげています。障害福祉施策を進める際も、これらの視点を意識しながら、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業との連携を図りつつ、障害者手帳所持者等に限らず、支援を必要とする人を支えていくことができるよう、地域での包括的な支援体制の構築をめざします。

(2) 情報アクセシビリティの向上

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策に取り組み、情報アクセシビリティの向上及び円滑な意思表示やコミュニケーションの支援を進めるとともに、その必要性について、市民や事業者の理解の促進を図ります。

(3) 権利擁護施策の推進

障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止」「障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供」を進めるため、あらゆる部署で適切な対応ができるよう徹底していくとともに、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組めます。

平成14年度(2002 年度)の施設コンフリクトの発生、令和元年度(2019 年度)以降の民間の障害者グループホームなどの計画に対する不安の声や障害者への偏見と思われる声など、障害者に対する差別や偏見は根強く存在しているのが実情です。「施設と地域との間の摩擦は起こりうる」との認識をもちつつ、誤解や偏見と思われる声には対話による丁寧な対応を行い、障害の有無に関わら

第3章 分野別施策の基本的方向性

施策の体系

分野	施策
1 生活環境の整備	(1) 施設バリアフリー化の促進 (2) 移動支援の充実 (3) 住まいの確保と住環境の整備 (4) 情報バリアフリーの推進 (5) 安全・安心な防災対策の推進
2 雇用・就労の充実、 日中活動の場の確保	(1) 雇用促進と就労支援の充実 (2) 多様な日中活動や就労の場の確保と支援
3 保健・医療の充実	(1) 保健体制の充実 (2) 地域医療体制の充実 (3) 医療的ケアに関する対応 (4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実
4 療育・教育の充実	(1) 療育・支援保育及び教育・相談体制の充実 (2) 学校におけるインクルーシブ教育等の充実
5 人権施策の推進	(1) 人権啓発の推進 (2) 権利擁護の推進
6 スポーツ・文化活動 等の社会参加の機会 の充実	(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の 機会の充実

1 生活環境の整備

(1)施設バリアフリー化の促進

【基本方針】

建築物、道路、公園等の都市施設における物理的障壁を取り除くことは、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するための、基本的な条件です。

引き続き、バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例、箕面市福祉のまち総合条例等により、福祉のまちづくりの推進を図ります。

【本市や社会の動き】

平成8年度(1996年度)

「箕面市福祉のまち総合条例」制定

「箕面市都市計画マスタープラン」策定

- ・「福祉のまちの方針」として、豊かな福祉が享受できるまちづくりの「基本方針」、「整備方針」を明記

平成9年度(1997年度)

「箕面市まちづくり推進条例」制定

- ・「福祉のまち整備に関する事項」を含む都市施設整備の基準を規定

平成18年度(2006年度)

バリアフリー法制定

- ・障害者や高齢者の、円滑な移動と施設利用を総合的に推進することをめざすもの

平成21年度(2009年度)

「大阪府福祉のまちづくり条例」改正

- ・バリアフリー法との関係を整理し、同法に基づく条例として改正
- ・基準適合義務の対象建築物を拡充
- ・府独自基準を拡充

平成27年度(2015年度)

「箕面市立地適正化計画」を策定

- ・住民が公共交通により生活利便施設にアクセスできるよう、「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワークの連携」を図るもの(「箕面市都市計画マスタープラン」の一部)

平成26年度(2014年度)改正「大阪府福祉のまちづくり条例」施行

- ・共同住宅の基準適合義務対象規模や、共同住宅及び寄宿舍等における共用トイレの介護ベッド等の設置規模の見直しなど

令和2年度(2020年度)

令和元年度(2019年度)改正「大阪府福祉のまちづくり条例」施行

- ・ ホテル又は旅館のバリアフリー基準の見直し

令和3年度(2021年度)

令和2年度(2020年度)改正「大阪府福祉のまちづくり条例」施行

- ・ 500平方メートル未満の建築物におけるバリアフリー基準の見直し(エレベーター設置の義務化など)

【今後の方向性】**①都市施設のバリアフリー化の促進**

次の視点により、すべての市民が安全に生活できる都市施設の整備に努めます。

- ・ 箕面市福祉のまち総合条例を基本理念とします。
- ・ 箕面市まちづくり推進条例における「福祉のまち整備に関する事項」、大阪府福祉のまちづくり条例における「建築物等の整備方針」や「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」に基づきます。
- ・ バリアフリー法や同法に基づく基本方針をふまえます。

公共施設の整備については、誰もが使いやすいものとなるよう、障害当事者の意見を聞きながらバリアフリー化を促進し、ユニバーサルデザインの視点を重視したまちづくりの推進を図ります。

小規模店舗等も含めた民間建築物については、箕面市まちづくり推進条例や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが使いやすいものとなるようバリアフリー化を誘導するとともに、バリアフリー化を推進するための啓発方法について、検討を進めます。

(2)移動支援の充実**【基本方針】**

障害者が、行動の制約を受けることなく、必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要です。

移動しやすい環境の整備等を進め、障害者の社会参加の支援を図ります。

【本市や社会の動き】

平成16年度(2004年度)

「箕面市交通バリアフリー基本構想」策定

平成18年度(2006年度)

バリアフリー法制定

- ・ 障害者や高齢者の、円滑な移動と施設利用を総合的に推進することをめざすもの

平成22年度(2010年度)

箕面コミュニティバス「オレンジゆずるバス」の実証運行開始(～平成24年度(2012年度)末)

- ・ 公共施設巡回福祉バス(Mバス)に代わり、運行

平成23年度(2011年度)

「箕面市総合都市交通戦略」策定

- ・ 交通環境の変化や、交通弱者の増加などの社会状況の変化をふまえ、公共交通を軸とした交通まちづくり施策を、長期的に展開するための基本指針

平成25年度(2013年度)

オレンジゆずるバスの本格運行開始(月曜～土曜)

平成28年度(2016年度)

オレンジゆずるバスの本格運行開始(日曜・祝日)

令和4年度(2022年度)

「箕面市地域公共交通計画」策定

- ・ 北大阪急行延伸線開業後のまちづくりと連携した公共交通ネットワークを再構築するための計画として策定
- ・ ノンステップバスの導入などの公共交通のバリアフリー化の推進などを位置づけ

令和5年度(2023年度)

「箕面市オレンジゆずるバス再編計画」策定

- ・ 北大阪急行延伸線開業に伴う阪急バスの再編に合わせたオレンジゆずるバスの運行ルート等の再編内容を定めた計画

【今後の方向性】

①円滑な移動と施設利用の総合的推進

障害者の公共交通機関等を利用した移動の円滑化について引き続き「箕面市交通バリアフリー基本構想」の実現に向けた取組を進めます。

- ・ 障害当事者の意見を聞きながら、市内の鉄道駅を中心とした地区のまちづくり整備におけるバリアフリー化を促進します。
- ・ 民間路線バスにおけるノンステップバス等の導入に向けた支援を引き

続き行います。

バリアフリー法に基づき、円滑な移動と施設利用を総合的に推進するため、全市域を対象として、建築物や社会基盤施設について必要に応じた計画的な改修等を行います。

②移動困難者支援策の検討

障害者が安全に安心して移動するためには、道路の段差解消などの設備（ハード面）の整備だけでは充分ではありません。コミュニケーションがとりづらい・パニックへの不安があるかたも公共交通機関を利用しやすいよう、障害のある人に対する無関心や誤解などをなくす「心のバリアフリー」の啓発などソフト面からの取組も必要です。

障害者の移動支援については、さまざまな移動支援サービスを組み合わせ、障害当事者の意見も聞きながら、全体として移動困難者を支えるという、総合的な視点による充実に努めます。

オレンジゆずるタクシーについて、これまでの運行をふまえ、持続可能でより利用しやすい効率的な運行に向けて、制度の在り方の検討を進めます。

福祉有償運送、介護タクシー、UDタクシーの普及など、その他のさまざまな移動支援サービスについて、障害当事者にとって利用しやすく、安全に安心して移動するために、交通施策と福祉施策の連携を進めます。

(3)住まいの確保と住環境の整備

【基本方針】

障害者の地域における自立した生活に不可欠な、障害者に適した住宅の確保や、既存住宅のバリアフリー化のための支援等、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備を進めます。

【本市や社会の動き】

平成15年度(2003年度)

「箕面市営住宅ストック総合活用計画」策定

平成19年度(2007年度)

「市営住宅等供給・管理の在り方について」策定

平成22年度(2010年度)

「箕面市住宅マスタープラン(2010)」策定

・箕面市における住宅政策の基本方針

- ・ 高齢者・障害者等あらゆる人々が安心して住み続けられる住まい・まちの実現をめざす

平成25年度(2013年度)

「箕面市営住宅長寿命化計画」策定

【今後の方向性】

①公的住宅・民間住宅の活用推進

障害者を含めた住宅確保要配慮者が安全に安心して生活するために、「箕面市住宅マスタープラン」や「箕面市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、引き続き障害者が住みやすい住宅の確保に努めます。

- ・ 既存の市営住宅を有効活用するため、引き続き、低層階のバリアフリー化を進めるとともに、障害者等を対象とした倍率優遇を行い、市営住宅を優先的に供給します。
- ・ 民間住宅の活用を進めるため、住宅施策と福祉施策の連携により、住宅改造助成制度、相談支援事業者による住宅探しの支援や家賃債務保証制度等について、障害者・不動産業者・賃貸住宅所有者等に対する周知を進めるとともに、居住支援法人との連携により、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりを図ります。

(4)情報バリアフリーの推進

重点(2)

【基本方針】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念をふまえ、すべての市民にとって、より一層わかりやすい形の行政情報の提供を進め、新しいデジタル技術の活用を含めた、障害特性に応じた情報アクセス支援やコミュニケーション支援により、ユニバーサルデザインの考え方の浸透とともに情報バリアフリーのための環境整備の充実を図ります。

【本市や社会の動き】

令和元年度(2019年度)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下「読書バリアフリー法」という。)成立

令和2年度(2020年度)

市立図書館において、電子書籍及びオーディオブックの貸出開始

令和3年度(2021年度)

「電話リレーサービス」開始

- ・聴覚障害者等とそれ以外の者との会話をオペレーターの通訳により電話で双方向につなぐサービス

令和4年度(2022年度)

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法制定

令和5年度(2023年度)

箕面市手話言語条例及び箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例制定

【今後の方向性】

①行政情報の提供の充実

情報バリアフリーの推進を図るため、障害特性に応じたわかりやすい形式での行政情報の提供の充実に努めます。

- ・ 情報提供の手法としては、点字・音声・手話・要約筆記・ファクス・コミュニティFM放送・市ホームページ・市民安全メール、市公式SNS等に加え、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例に定めるさまざまな意思疎通手段による新たな提供の手法やニーズも含めた検討を継続します。
- ・ 全戸配布物や市主催行事などの情報保障をさらに充実するための方策を検討します。
- ・ 音声ブラウザでの読み上げや色覚特性に配慮した「ホームページアクセシビリティガイドライン」に基づき、障害者が情報を入手しやすい市ホームページを作成します。
- ・ 色覚特性への対応については、市の発行物等、行政情報提供時においても配慮を進めます。

②情報利用の支援

読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、市立図書館においては、視覚障害者や来館が困難なかたに対し、知る権利を保障する方策を実施し、障害特性に応じた、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできることをめざします。

障害者にとって、情報へのアクセスと発信において、新しいデジタル技術の活用は非常に有効な手段です。それぞれの障害に応じた手段で、同じ内容の情報を同時に取得し、また円滑に発信できるよう、新たなデジタル技術の活用なども含めて必要な環境整備の検討を進めます。

【本市や社会の動き】

平成23年度(2011年度)

「箕面市防災改革の基本方針」を策定

- ・ 3.11東日本大震災の教訓を、市の防災体制に活かすためのもの

平成24年度(2012年度)

「箕面市地域防災計画」を改定

- ・ 要安否確認者名簿を作成し、避難所に備付け

平成25年度(2013年度)

災害対策基本法の改正

- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を作成

令和3年度(2021年度)

災害対策基本法の改正

- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務となる

令和5年度(2023年度)

「箕面市地域防災計画」を改定

- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画について反映

【今後の方向性】

「箕面市地域防災計画」における障害者や高齢者等、災害時に配慮が必要なかたに対する支援体制の整備の推進にあたっての3つの視点(「発災直後の網羅的な安否確認」、「避難行動の支援」及び「継続的な支援」)をふまえ、障害者が安心して地域生活を送るための防災対策、支援体制を再構築していきます。

①網羅的な安否確認体制の構築

重い障害のあるかた、独居高齢者や介護度の高いかたなどについて、箕面市災害時における特別対応に関する条例に基づき市が対象者を把握するとともに、発災時に地区防災委員会を核とする自治会等の地域コミュニティと連携して、迅速かつ網羅的な安否確認、避難支援を実施します。

災害時における「要安否確認者名簿」、「避難行動要支援者名簿」、「要継続支援者名簿」を定期的に更新するとともに、それぞれの機能と役割に沿った活用や、民生委員・児童委員や箕面市社会福祉協議会など地域の多様なコミュニティによる日頃からの情報収集や見守り体制づくりを進め、防災訓練等に活用します。

また、これらの名簿の今後の在り方についても必要に応じて見直しを進めます。

2 雇用・就労の充実、日中活動の場の確保

(1) 雇用促進と就労支援の充実

【基本方針】

雇用・就労の充実は、障害者が社会に参加し、地域で自立した生活をおくる上で、非常に重要です。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）における法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化などによる、障害者の雇用政策の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、引き続き積極的な取組を進めます。

【本市や社会の動き】

平成8年度(1996年度)

「箕面市障害者雇用支援センター」(以下、雇用支援センター)開設
・ 財団法人(現 一般財団法人)箕面市障害者事業団が設置・運営

平成21年度(2009年度)

雇用支援センターが、障害者自立支援法に基づく「就労移行支援」事業所に移行
・ 障害者雇用促進法に基づく「豊能北障害者就業・生活支援センター」を併設し、一体的に運営することにより、定員・機能を拡大

平成23年度(2011年度)

改正障害者基本法が施行
・ 国・地方公共団体の責務として、国・地方公共団体・事業者における障害者雇用を促進するための施策を規定。

平成24年度(2012年度)

「総合評価競争入札制度」を本格導入
・ 民間事業者等における障害者雇用の促進策の一環として、委託事業者等の選定にあたって、雇用状況等を評価の基準に追加

平成25年度(2013年度)

障害者優先調達推進法施行
障害者法定雇用率引き上げ(各0.2%の引き上げ)
改正障害者雇用促進法が成立
・ 平成30年度(2018年度)から、精神障害者の雇用の義務付け(法定雇用率に算入)を規定

平成30年度(2018年度)

障害者法定雇用率引き上げ(各0.2%の引き上げ)

令和元年度(2019年度)

改正障害者雇用促進法が成立

- ・ 令和2年度(2020年度)から、国・地方自治体における障害者活躍推進計画の策定、障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任の義務付けを規定

令和3年度(2021年度)

- ・ 障害者法定雇用率引き上げ(各0.1%の引き上げ)

令和4年度(2022年度)

改正障害者雇用促進法が成立

- ・ 令和6年度(2024年度)から、特に短い時間で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の雇用の義務付け(法定雇用率に算入)を規定
- 令和6年度(2024年度)から、障害者法定雇用率引き上げ
(民間企業は2.5%、国・地方公共団体は2.8%など、各0.2%の引き上げ)

【今後の方向性】

①関係機関の連携による一貫した支援

民間事業者における障害者の雇用促進・就労支援については、今後も(一財)箕面市障害者事業団を核として、

- ・ 公共職業安定所(ハローワーク)
- ・ 市の地域就労支援センター(市立萱野中央人権文化センター等)における就労相談
- ・ その他障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」事業所

等の各関係機関の様々なサービス、生活全般のサポート等との連携を強化し、なお一層の充実に努めます。また、箕面市自立支援協議会における情報交換・連携等を進めます。

こうした連携のもと、障害者に対する、就職に向けた準備段階から、就職後の日常生活の支援を含んだ職場定着までの、一貫した支援(職業リハビリテーション)を引き続き進めます。

②事業主の理解促進と職場実習の機会拡大

また、雇用促進に不可欠となる、民間事業者における事業主の協力・理解を得るための働きかけや、豊能北障害者就業・生活支援センターの職場実習における、受入れ事業所への協力金や実習生への奨励金の支給など、研修や職場実習の場の不足を解消するための取組を進めます。

在宅就業障害者に対する支援についても、引き続き課題とします。

③障害者雇用の促進

また、公契約においても、総合評価入札制度における、障害者雇用状況の評価を引き続き実施し、民間事業者等における障害者雇用の促進します。

障害者の市職員への直接雇用については、障害者基本法の改正及び障害者雇用促進法の改正等をふまえ、身体障害者だけでなく、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者も対象とした職員採用試験を引き続き実施します。これにより、法定雇用率を遵守するとともに、障害者雇用の実践を重ね、その在り方について研究を進めます。

あわせて、本市が出資・補助等を行っている法人に対し、障害者の雇用を進めるよう働きかけます。

④社会的雇用の推進

本市では、民間事業者等での一般就労（一般雇用）と、障害福祉サービス事業所での福祉的就労の間の谷間を埋める中間的な制度として、職業的重度障害者の新たな就労の場（社会的雇用）を制度化し、本市独自の労働施策として、（一財）箕面市障害者事業団を設立し、障害者事業所制度を創設・運営してきました。

平成21年度（2009年度）からは、本市独自の障害者事業所制度の特長を取り入れて、障害者雇用に対する賃金補填を行う社会的雇用を、国制度化するための働きかけを行っています。

引き続き、障害者総合支援法・障害者雇用促進法に基づくさまざまな取組との連携を行いながら、総合的な視点から持続可能な制度の構築に努め、障害者の雇用促進と就労支援を進めます。

（2）多様な日中活動や就労の場の確保と支援

重点(4)

【基本方針】

一人ひとりに合わせて働くことができる「就労継続支援」事業所や、日中活動を豊かにするための「生活介護」事業所、職業的重度障害者の働く場としての社会的雇用事業所など、多様な日中活動の場や就労の場において、それぞれの仕事や活動を通して、自分らしく働き、生活することの支援を行っています。

こうした事業所の運営が安定し、障害者が地域において自立・充実した生活を送ることができるよう、障害者優先調達推進法に基づく発注の強化などの支援や、重度重複障害者の日中活動の場の充実に取り組みます。

【本市や社会の動き】

平成19年度(2007年度)

市立障害者自立支援センター(ワークセンターささゆり)が、身体障害者通所授産施設から、障害者自立支援法に基づく通所事業所へ移行

平成22年度(2010年度)

市立障害者自立支援センター(あかつき園)が、知的障害者通所授産施設から、障害者自立支援法に基づく通所事業所へ移行

平成22年度(2010年度)～平成23年度(2011年度)

障害者福祉作業所と小規模通所授産施設が、障害者自立支援法に基づく事業所へ制度移行

平成29年度(2017年度)

「重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)」策定

令和5年度(2023年度)

「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計」作成

【今後の方向性】

①福祉的就労の場の自立・安定の支援

市内の通所事業所の定員は年々拡大し、障害者の働く場・日中活動の場が広がっていますが、こうした福祉的就労の場では、自立した生活に必要な収入を十分に得ることができないという課題が、依然として残っています。

引き続きこれらの事業所が、より充実した仕事・活動を行い、その内容を広く地域に周知し、地域に根ざした事業所として発展させていくことで、障害者の生活の充実と賃金の向上につなげていくことが必要です。

このため、障害者優先調達推進法の趣旨をふまえ、公契約において、障害者が働く事業所への発注の強化を進めるとともに、市内企業や事業所への周知に努めます。

②市立施設の役割・機能の検討

市立あかつき園と市立ワークセンターささゆりは、支援学校の卒業生など重度重複障害者の日中活動の場として、本人ニーズに基づく様々な取組を行っています。

平成29年(2017年)6月に「重度障害者のための生活介護整備事業所整備構想(たたき台)」を策定し、(仮称)ワークセンター小野原の整備や市立あかつき園の建て替えによる重度重複障害者の日中活動の場の確保(整備)に向けて取組を進めてきましたが、未だ新施設の整備に至っていま

せん。令和5年(2023年)に見直した「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計」に基づき、市内の西部地域(市立あかつき園再整備)・中部地域(新施設)・東部地域((仮称)ワークセンター小野原)に重度重複障害者の日中活動の場の確保(整備)を進めるとともに、地域生活支援拠点機能など市立施設が果たすべき役割や機能について再検討を行い、今後必要に応じて、適宜見直しを行います。

※「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計」に基づく整備目標

施設名	開園時期(目標)	整備定員数(予定)
中部地域(新施設)	令和7年7月	新規60人
西部地域(あかつき園再整備)	令和8年12月	新規30人
東部地域 ((仮称)ワークセンター小野原)	令和10年 ※令和8年度にニーズ数を再検証する。	最大40人 (20人～40人)
合計		110～130人

※東部施設に求められるニーズ数は20人～40人であるため、整備定員数は最大40人を想定。ただし、令和8年度に再検証し、整備定員数を決定する。

3 保健・医療の充実

(1) 保健体制の充実

【基本方針】

障害の有無に関わらず全ての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

障害者が健康の保持・増進のために必要な支援を受けられるよう、保健サービスを推進します。

【今後の方向性】

① 関係機関の連携による健康管理の推進

障害者の^{しっぺい}疾病の予防と早期発見のため、各種保健事業の周知を図り、健康診査等による健康管理を推進します。

乳幼児から高齢者まで、さまざまな検診や健康診査を実施し、生涯を通じた健康管理の推進を継続します。

また、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のため、健康教育や健康相談の充実に努めます。

支援を必要とする子どもや家族が、専門的な相談を早い時期から受けることができるよう、医療機関や健康診査実施機関、その他の関係機関と連携を図りながら、障害のある子どもに関する相談・支援体制の充実を図ります。

障害特性やニーズに応じた保健サービスを提供するため、保健所等の関係機関との連携を進めます。

(2) 地域医療体制の充実

【基本方針】

障害者が安心して暮らすためには、身近な地域で医療を受けられる体制の整備が不可欠です。

特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意し、必要に応じて、一般医療や救急医療、歯科診療を受けられるよう、障害者が利用しやすい施設の整備、在宅診療の推進、障害者理解への啓発等を行うため、市内医療機関との連携を進めます。

【今後の方向性】

①医療の円滑な利用の支援

地域の医療機関におけるかかりつけ医の促進、充実ができるよう、市内の医療機関に対し、障害者が利用しやすい施設の整備を行うよう働きかけます。あわせて、障害者理解への啓発等を行い、ハード・ソフト両面における整備を促します。また、施設のバリアフリー情報についても引き続き提供します。

また、在宅療養をする障害者や難病患者が、より安定した生活を送ることができるよう、地域の医療機関との連携に取り組めます。特に、口腔ケア等の疾病予防を進めるとともに、在宅歯科診療等を受けられるよう、地域の歯科医療機関との連携に取り組めます。

さらに、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の他、重度障害者医療費助成や障害児(者)個室入院料助成により、必要な医療が利用できるよう支援を行います。

②精神科医療を中心とした精神障害者への支援

近年、精神疾患を有する患者の数は増加傾向にあり、平成29年(2017年)には全国で約420万人となっており、傷病別の患者数をみると脳血管疾患や糖尿病を上回るなど、国民にとって身近な疾患となっています。

本市においても、令和5年(2023年)の自立支援医療(精神通院)の受給者数は、平成27年(2015年)と比較して約1.4倍となっています。

全国的には、うつ病等の気分障害や認知症、薬物やアルコールなどの依存症や発達障害への対応等、精神科医療に対する需要が高まり、かつ多様化しています。また、コロナ禍により、感染に対する不安や行動変容によるストレスなど精神面への影響や社会経済状況の変化などもあり、本市においても自殺者数は徐々に増加傾向にあります。

国資料によると、若年でのうつ症状をはじめ、早期からの精神保健・精神科医療による支援や、患者の状態像に応じた適切な急性期医療の提供が重要となっています。他方で、治療薬の発達や救急医療体制の整備により、精神病床での新規入院患者の入院期間は短縮傾向にあり、約9割が1年以内に退院しています。

しかし、依然として新規入院患者の中には一定数の長期入院患者(1年以上入院患者)がおり、令和2年(2020年)現在で約17万人を超える長期入院患者が存在しています。

こうした中、国では、平成29年（2017年）に精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域共生社会の実現に向けた取組として、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をめざすことを新たな理念として明確に示しました。

こうした流れをふまえ、今後も、保健所や医療機関等による医療面での支援を重要視するとともに、医療と福祉との連携を深め、精神障害者及びその家族を対象とした相談支援体制の充実と、精神科病院からの地域移行の推進を図ります。

（3）医療的ケアに関する対応

【基本方針】

医療的ケアを必要とする障害者が、地域において、医療機関以外の生活の場で安心して生活できるよう、支援の充実について検討を進めます。

【本市や社会の動き】

平成24年度（2012年度）

社会福祉士及び介護福祉士法改正

- ・ 所定の研修を経た介護職員による、痰の吸引及び経管栄養の注入が制度化
- ・ その他の医療的ケア（一部の痰吸引、導尿、気管切開部位の管理、酸素吸入等）は、主治医の指示を受けて看護師等が行うべき「医療行為」とされている。
- ・ 実態としては、家族が医療行為を担っている事例が大多数とされる。

【今後の方向性】

①医療的ケアに関する支援基盤の充実促進

医療的ケアを必要とする障害者が、地域での在宅生活を継続するための基盤である、ケアの担い手となる障害福祉サービス事業所や人材を充実させるための働きかけを行います。

市立障害者福祉センターささゆり園等を活用した医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場の確保等の他、病院や重症心身障がい者（児）入所施設（療養介護及び指定医療型障害児入所施設）における医療型短期入所など広域的な対応も含めて、その支援策の充実について、引き続き検討を行います。

第2部
第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお、N、プラン）

第3部
第7期
第3期
箕面市障
害福祉計
画・

第4部 計画の推進体制と
進行管理

資料編

障害者の円滑な在宅生活と、二次障害防止のため、住宅改造や生活支援機器の導入などによる生活環境の調整や、日常生活動作の訓練等のリハビリテーションを受けられるよう、支援の充実を図ります。

- ・ 先天的な障害や疾病・事故による障害に付随した二次障害の発生を
予防・抑制するための、日常生活に根ざしたリハビリテーション
- ・ 事故や疾病を原因とする中途障害者に対する、急性期・回復期・維持
期のそれぞれの時期における適切なリハビリテーション

地域の急性期・回復期リハビリテーションを担う医療機関、訪問看護事業所（医療保険による訪問リハビリを実施する訪問看護事業所等）や障害福祉サービス事業所（機能訓練事業所等）との連携を密にし、在宅生活の支援に取り組みます。

4 療育・教育の充実

(1)療育・支援保育及び教育・相談体制の充実

【基本方針】

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者の状況やニーズに応じた切れ目のない支援のため、令和7年(2025年)4月に箕面市立児童発達支援センターを設置します。また、相談体制の充実及び早期療育事業推進会議等における関係機関の連携を促進し、障害児通所支援サービスの充実や支援の質の向上、就学前施設における場の確保や支援保育・教育の質の向上を図り、地域の障害児支援体制の質の向上に努めます。

【本市や社会の動き】

平成8年度(1996年度)

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもの発達や療育に関する相談窓口を設置

平成15年度(2003年度)

あいあい園を支援費制度に基づく児童デイサービス事業所として運営

平成18年度(2006年度)

あいあい園を障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所として運営

平成24年度(2012年度)

平成22年(2010年)改正児童福祉法施行

- ・ 障害児のサービスが利用形態により一元化され、児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービス(児童発達支援、放課後等デイサービス等)として規定され、市町村が支給決定することとなった
- ・ 障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス」を実施していたあいあい園を児童福祉法に基づく「児童発達支援事業所」として運営

平成30年度(2018年度)

平成28年(2016年)改正児童福祉法施行

障害児福祉計画の策定が義務化

令和元年度(2019年度)

医療的ケア児支援のための協議の場として、早期療育事業推進会議、支援連携協議会、自立支援協議会を位置付け

令和3年度(2021年度)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア児支援法」という。)の公布、施行

- ・ 国・地方公共団体による相談体制の整備等措置の義務化

令和4年度(2022年度)

保育・幼児教育全体の質の向上及び市内すべての就学前施設をつなぎ、ともに高め合うためのコーディネーターとしての役割を担う「保育・幼児教育センター」を開設

児童福祉法改正(令和6年度(2024年度)施行)

- ・ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化、福祉型・医療型の種別一元化
- ・ 令和7年(2025年)4月にあいあい園を児童発達支援センターとして設置する方針の決定

【今後の方向性】**①支援保育・教育の充実**

公立保育所・幼稚園については、「新箕面市アウトソーシング計画(令和3年8月策定)」に基づき、再編統合による認定こども園への移行等を順次進めています(令和6年4月にかやのこども園開園、令和9年4月にせいなんこども園・とよかわこども園開園予定)。

保育・幼児教育センターにおいて、様々な研修会・研究会の企画・実施や巡回訪問などを実施し、配慮を必要とする子どもへの支援の充実、小学校教育との円滑な接続などに取り組み、引き続き公立・民間や施設種別の垣根を越えて支援保育・教育の更なる質の向上をめざします。

②療育・相談体制の充実

児童発達支援事業所あいあい園は、令和7年(2025年)4月に市役所第二別館へ移転し、市立病院と連携して実施している外来リハビリテーションを実施するため、新たに診療所を併設し、「箕面市立児童発達支援センター」として開設します。地域における障害児支援の中核的役割を担い、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上を図ります。

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその家族への支援のため、発達相談「ゆう」を核として、関係機関や就学前施設等との連携を促進し、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。

また、市内すべての就学前施設から就学先への引き継ぎが充分になされるよう、就学引き継ぎシート等を活用し、連続性のある支援体制を構築します。また、人権施策室と連携し、就学後の支援や相談先について、子どもや

保護者への積極的な情報提供に努めます。

強度行動障害や高次脳機能障害等を有する障害のある子どもの支援ニーズ把握に努め、有効な支援方法について検討します。

医療的ケア児支援法の施行を受けて、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組みます。

(2)学校におけるインクルーシブ教育等の充実

【基本方針】

「新箕面市人権教育基本方針」及び「箕面市支援教育方針」に基づき、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つ中で、障害に対する理解と認識を深めるための教育を通じて、すべての子どもが、お互いの個性を尊重し合い、社会の一員として支え合うことに繋がる教育を推進します。

【本市や社会の動き】

平成28年度(2016年度)

- ・平成26年(2014年)に成立していた障害者差別解消法が施行される(平成28年4月1日施行)
- ・改正発達障害者支援法の成立、施行
- ・学校教育法施行規則の一部改正
高等学校における通級指導教室の制度化
障害による学習上又は生活上の困難を改善、克服(指導内容の主旨の明確化)

平成29年度(2017年度)

児童福祉法が改正・障害児福祉計画の策定が義務づけられる

- ・「幼稚園教育要領」「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」公示(特別支援教育に関する主な改善事項)
特別支援学級、通級指導教室による指導における個別の指導計画等を全員作成すること
通常学級における個別の指導計画等作成、活用に努めること
学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと
- ・発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)の受託
市内小学校にて文部科学省事業を受託。支援学級や通常学級に在籍するすべての支援の必要な児童を、早期かつ継続的に支援する校内支援委員会等の体制づくりを推進のための研究
- ・文部科学省より「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」の発出
- ・通級指導教室の算定基準の新設(利用する児童生徒13人につき1人の教員を配置)

平成30年度(2018年度)

- ・ 学校教育法施行規則の一部改正
支援学校に在学する幼児児童生徒、支援学級に在籍児童生徒及び通級指導教室による指導を受けている児童生徒について「個別的教育支援計画」(学校と関係機関との連携の下に行う当該幼児児童生徒に対する長期的な支援に関する計画)を作成することとなった。

令和元年度(2019年度)

- ・ 文部科学省初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」の発出
全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際の留意すべき点等を整理
※平成23年(2011年)12月20日付「文科初第1344号初等中等教育局長通知」は廃止

令和3年度(2021年度)

- 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学び、協働的な学びの実現～(答申)の発出
「新時代の特別支援教育の在り方について」示される
- ・ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」の施行

令和4年度(2022年度)

- ・ 文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援学級及び通級指導教室による指導の適切な運用について」の発出
- ・ 箕面市支援教育充実検討委員会(全10回)の開催
検討委員会からの答申をもとに箕面市支援教育方針を策定

【今後の方向性】**①学校教育における基礎的環境整備及び合理的配慮の実施**

支援学校と地域の学校における施設面や支援体制を考慮し、障害者差別解消法に基づいて、学びの場として地域の学校を選択できるような基礎的環境整備を充実させ、各種機会の平等を確保するために、合理的配慮の調整を進めます。個々の状況に適した学びの場(通常学級、通級指導教室の利用、支援学級)が選択できるようにします。(通級指導教室は令和5年度(2023年度)から全校に設置しています。)

情報通信技術(ICT)を最大限活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実や「授業のユニバーサルデザイン化」などは、支援が必要な子どもたちだけでなく、すべての子どもたちが安心して学びに向かい、個々の力を最大に発揮できることにつなが

- 50 -

- (1) 医療的ケア児の「教育の場」
- (2) 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方
- (3) 教育委員会における管理体制の在り方
- (4) 学校における実施体制の在り方
- (5) 認定特定行為業務従事者による特定行為の実施に関する留意事項
- (6) 特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項
- (7) 医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断
- (8) 研修機会の提供
- (9) 校外における医療的ケア

教育委員会では、看護師資格を持つ支援教育看護支援員を引き続き配置します。また医療的ケアの必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、医療的ケア児が在籍する学校だけでなく市内全校の管理職、教職員向けに医療的ケアに関する研修を実施します。また、教育、保健、医療及び福祉の連携を強化しながら、必要に応じて在籍する医療的ケア児本人及びその保護者の声をしっかり聞き、安心して学校生活を送れるように体制を整えていきます。

④相談体制の充実

教育に関するニーズは、ますます多様化しており、一人ひとりのニーズに対応した教育相談体制の充実が必要となっています。児童生徒指導室(教育相談)を中心として、関係機関等との連携を促進し相談体制の整備・充実に努めます。

「いじめ」に関する相談については、各学校、教育委員会事務局での対応に加え、いじめ・体罰ホットラインを開設し、更なるいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。また、各校においては、いじめ未然防止システムとして「こころの日記」が令和4年度(2022年度)から導入され、児童生徒の心の変容をキャッチし、更なる未然防止・早期発見・早期対応に活かしています。

箕面市いじめ防止基本方針に掲げる「箕面市いじめ等調整委員会」を設置し、いじめ問題等の教育に関わる諸問題や、いじめ重大事態の学校調査の結果についての意見を伺い、指導助言にあたります。

平成24年度(2012年度)の児童福祉法の改正に伴い、本市においても放課後等デイサービス事業所が数多く開設されました。これらの事業所では、障害特性に合った支援を受けられるため、利用者が増えています。

- 52 -

5 人権施策の推進

(1) 人権啓発の推進

重点(3)

【基本方針】

障害や疾病^{しっぺい}の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。

その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象（施設コンフリクト）が発生しています。また、障害者が地域で生活するための住居探しが時には困難な状況もあります。

このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。

「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組を進めます。

【本市や社会の動き】

平成5年度(1993年度)

市議会で「箕面市人権宣言」を採択

- ・ 宣言の趣旨をふまえ、人権に関する施策を総合的に推進
- ・ 各種啓発活動を推進

平成9年度(1997年度)

箕面市まちづくり理念条例を制定

「まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進める」と規定

平成14年度(2002年度)

パオみのお(市精神障害者地域生活支援センター)移転反対問題が発生

平成15年度(2003年度)

箕面市人権のまち条例を制定

- ・ 市の役割として「人権尊重の視点で施策を推進すること」、市民の役割として「家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を認め合い、人権を尊重するまちの実現に努めること」と規定

平成22年度(2010年度)

「箕面市人権のまち推進基本方針」を策定

- ・ 人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政が取り組むべき方向性を規定
- ・ 箕面市人権施策審議会の答申をふまえたもの

- ・ 新たな法令や制度、この間の市の取組などを踏まえた時点修正や増補

務であるという理念について、広く理解を求めます。

令和3年(2021年)の同法改正により、事業者による障害者への合理的配慮の提供が令和6年(2024年)4月から義務化されます。障害者に対する偏見・差別意識の解消は、今後ますます重要になるという認識に立ち、地域での障害者への理解を深め、ノーマライゼーションの視点を伝える等の人権啓発のための取組を、より一層推進します。

- ・ 障害者差別に関する相談窓口の周知を進め、行政機関・事業者と障害者双方の建設的対話による相互理解を進めるよう引き続き努めます。
- ・ 差別事象が発生した場合には、人権行政推進本部会議等を活用し、市内の関係部署と連携して対応していく体制を継続します。
- ・ 箕面市障害者市民施策推進協議会の障害者差別解消法部会を、法における障害者差別解消支援地域協議会に位置づけ、事例の検討や啓発方法の検討を行います。

平成14年度(2002年度)から平成15年度(2003年度)にかけて、精神障害者地域生活支援センター(パオみのお)に対する移転反対運動が起きました。これは人権に関わる重大な問題であるとして、平成16年(2004年)6月、箕面市人権施策審議会から箕面市長に対して次の提言がなされました。

- ・ 「施設地域間摩擦は起きる」ことを出発点に、「市民と地域社会を信頼する」ことを根底に据えて「精神障害者地域生活支援の事業を進めること」を表明する。
- ・ 精神障害者に関する教育、啓発を地道に展開するとともに、施設地域間摩擦における誤解や偏見には適切に毅然とした対応をとる。
- ・ 以上のことを進めていける力を培う。

これを受けて、市内では、精神障害者市民地域交流事業や、障害者福祉啓発講座、みのお市民人権フォーラム、広報紙での啓発、小中学校の福祉体験学習や障害者等を講師とした授業の実施など、市、障害者、障害者関係団体などによるさまざまな人権啓発の取組が、一層強化されて行われてきました。しかし、その後も民間事業者による障害者グループホームなどの計画を受けて、漠然とした不安や障害者への偏見と思われる声が寄せられるなど、地域における偏見・差別意識は、今もなお根強く残っています。

障害の有無に関わらず、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、今後も、市、市民及び関係団体がともに、粘り強い取組を積み重ねていくことが必要です。

地域の課題として、広く市民と共に考える機会となる啓発事業等の実施や、身近な地域での障害者の暮らしについての積極的な情報発信、障害者や障害者関係団体、地域住民が地域で交流する機会の創出などに取り組み、事案が生じた場合には、市は関係機関と連携し、住民・事業者等の関係者による対話の支援を行い、地域住民の漠然とした不安などに対しては、適切な情報提供等に努めます。

(2) 権利擁護の推進

重点(3)

【基本方針】

障害者虐待の防止や成年後見制度の利用促進、福祉サービス利用に係る相談・苦情の検証等により、障害者の権利擁護を推進します。

【本市や社会の動き】

平成15年度(2003年度)

- ・ 市に「保健福祉サービスにおける苦情解決制度」を構築

平成24年度(2012年度)

障害者虐待防止法が施行

- ・ 市町村の責務として、障害者虐待の予防・早期発見、被害者の保護・自立支援、成年後見の利用促進等を規定

平成25年度(2013年度)

市障害者虐待防止センター業務を、市基幹相談支援センター業務とあわせて、箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンターに委託

- ・ 日常的なケースワークと連動した、虐待の予防・早期発見を図るもの

平成28年度(2016年度)

成年後見制度利用促進法施行

平成29年度(2017年度)

障害者虐待防止センター業務と基幹相談支援センター業務を、市直営化

令和4年度(2022年度)

成年後見制度利用促進法に基づく「成年後見利用促進計画」を第2期地域福祉計画への包含により策定

【今後の方向性】

① 保健福祉サービスにおける苦情解決制度の活用

保健福祉サービスにおける苦情解決制度による保健福祉サービス利用

者の権利擁護に努めます。

- ・大阪府や、社会福祉法に基づく運営適正化委員会等の関係機関と連携します。
- ・保健福祉サービス利用者等の相談・苦情に迅速かつ適切に対応します。
- ・サービス提供時に発生した事故に対して、必要な指導・助言を行います。

②虐待防止の取組

障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の予防・早期発見、被害者の保護・自立支援、養護者の支援を進めます。

- ・虐待の未然防止と早期発見、直ちに対応が必要となる事案の迅速かつ適切な対応を行うための相談・通報体制の充実に努めます。
- ・保健福祉苦情調整専門員の助言を受けながら、虐待事例の検証を行います。
- ・市障害者虐待防止センター業務を、市基幹相談支援センター業務と一体化することにより、日常的なケースワーク・相談支援と連動した、虐待の予防・早期発見、養護者の支援等を進めます。
- ・「箕面市自立支援協議会」において、相談支援事業者やサービス事業者等の関係機関との連携によりネットワークの構築を推進します。

③成年後見制度等の推進

成年後見制度利用促進法に基づく「成年後見利用促進計画」を第2期地域福祉計画への包含により策定しており、同計画期間（令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度））内に権利擁護の地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核機関の設置に向けた検討を行い、継続的な支援が可能な法人後見^{注9}の担い手の確保に取り組むなど、適切な支援ができる体制づくりに努めます。

- ・特に、成年後見制度については、関係者による課題共有とネットワークづくりの場を設け、制度の理解と連携を深めます。
- ・あわせて、制度の周知を進め、利用を支援する体制を整えます。
- ・障害者総合支援法に基づく市町村必須事業である「成年後見制度利用支援事業」を活用し、生活保護受給者等を対象とした、成年後見に

注9 個人ではなく、社会福祉法人やNPO法人など、例えば福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人を成年後見人として家庭裁判所が選任すること。

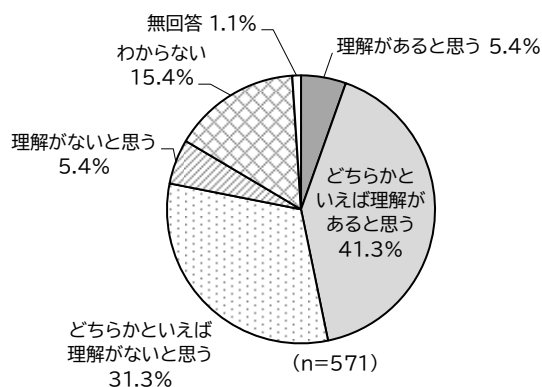
かかる費用（後見人等報酬、申立費用）の助成を継続します。

- ・ 箕面市社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業（まかせてねット）」等と連携し、判断に支援が必要な障害者が日常的な金銭管理や円滑な福祉サービスの利用ができるように支援します。

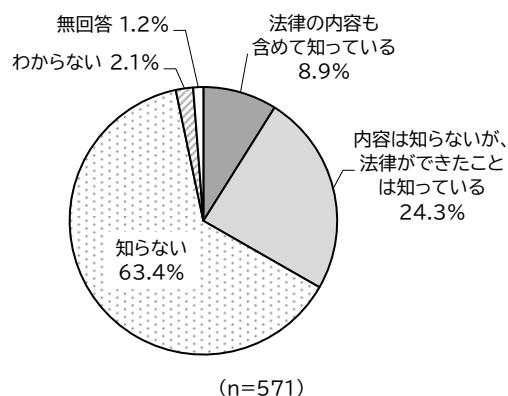
■コラム

障害者でない市民へのアンケート結果によると、「障害のある人が地域で暮らすことについての社会の理解があると思う」と回答した人の割合は5割弱にとどまる一方で、障害者差別解消法を知らない人は6割を超えており、より一層の人権啓発の推進、差別解消に向けた取組が必要です。

【障害者が地域で暮らすことについての社会の理解】
（障害者でない市民アンケート）

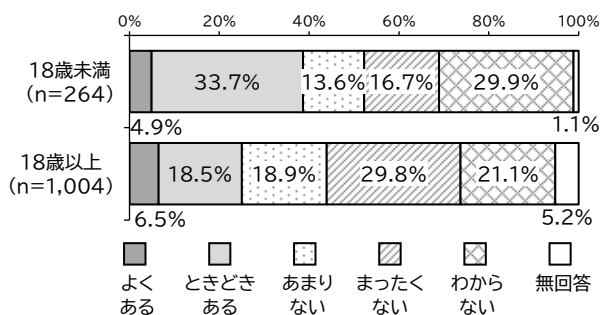


【「障害者差別解消法」の認知度】
（障害者でない市民アンケート）

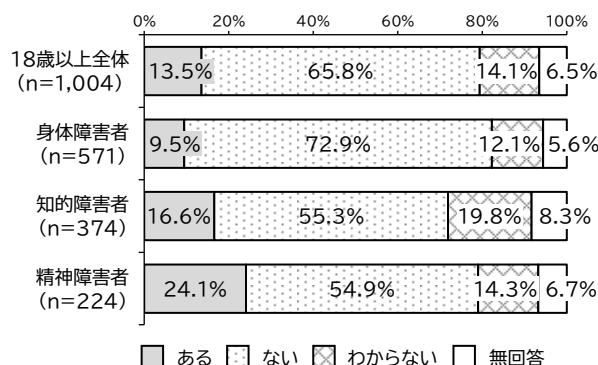


障害者差別を受けた経験がある人、障害者虐待を受けた経験がある人、相談通報窓口の周知と体制の充実が必要です。

【障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験】
（障害者アンケート）



【虐待を受けた経験】
（障害者アンケート）



6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

【基本方針】

スポーツ・文化・生涯学習活動等は、健康の維持・増進や、ゆとりと潤いのある生活、さらには社会参加のための大切な機会です。障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性】

① 機会提供の推進

地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進します。

障害のある子ども等を対象としたスポーツ教室を、引き続き実施します。

② 情報保障の充実

障害者が、講座・イベント等に気軽に参加できるよう、市が主催する講座・イベント等において、手話通訳・要約筆記、資料の点訳などを進めるとともに、市の主催以外の事業についても、こうした配慮への理解を求めます。

③ 人的支援の推進

障害者が、地域でのスポーツ・文化・生涯学習活動等に、気軽に継続して参加できる環境を整備するため、施設職員・民間事業者・地域住民等の理解と協力を得られるよう働きかけます。また、指導員・ボランティアの育成等による人的支援の充実に努めます。